

北九州市地域福祉計画

北九州市の地域福祉 2011～2020
中間見直し強化プラン（最終案）

共に感じ・共に考え・共に癒やし・共に育てる地域づくりを目指して

～時代とともに進化する地域福祉の新たな取り組み～

北 九 州 市

目次

第1章 強化プラン策定にあたって	1
1 はじめに（策定の趣旨）	1
2 強化プラン策定の基本的な考え方	2
第2章 地域福祉を取り巻く環境の変化	3
1 さらなる少子高齢化と人口減少社会の到来	3
2 「社会保障制度改革国民会議」の報告	3
3 「高齢社会対策大綱」の策定	4
4 「まち・ひと・しごと創生法」の施行	4
5 子育て支援のさらなる充実	4
6 障害のある人の支援、社会参加の促進	5
7 生活困窮者自立支援制度の創設	5
8 自殺対策の推進	6
9 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の策定	6
10 高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築	6
11 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」	7
12 「ニッポン一億総活躍プラン」、「地域共生社会の実現」	7
13 社会福祉法人の地域貢献活動の促進	8
14 環境の変化に応じた地域福祉計画の見直しの視点（まとめ）	8
第3章 基本目標におけるさまざまな課題	11
1 地域福祉意識の醸成と支え合いの関係づくり	11
2 地域の保健福祉活動への参画とネットワーク化の促進	12
3 必要なサービスを適切に提供するための仕組みづくり	14
第4章 充実・強化すべき13の方向性	16
1 一人ひとりが抱える課題を「みんなで受け止める地域づくり」	17
2 一人ひとりが抱える課題を「地域の多様な専門性を活かして解決する仕組みづくり」	20
第5章 主体ごとの役割	22
1 個人・家庭・地域住民	23
2 地縁団体（自治会、校（地）区社会福祉協議会、まちづくり協議会等）	23
3 NPO・ボランティア団体等	24
4 企業・事業所	24
5 地域金融機関	24
6 小・中・高等学校・大学	25
7 社会福祉法人・福祉施設等	25
8 市・区社会福祉協議会	26
9 市（行政）	26
【参考事例】	28
【北九州市地域福祉計画推進懇話会】	35

第1章 強化プラン策定にあたって

1 はじめに（策定の趣旨）

本市では、平成23年に「市民一人ひとりがきずなを結び、共に支え合う地域福祉のまちづくり」を基本理念とした「北九州市の地域福祉2011～2020」を策定し、地域住民や民間企業、行政などが一体となって、支援が必要な人を必要なサービスにつないでいく「いのちをつなぐネットワーク事業」や、地域における見守り・支え合いの「ふれあいネットワーク活動」など、地域を中心に据えた施策の充実・強化に努めてきました。

そのような中、国は、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年に向け、介護が必要になっても住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築を打ち出しました。その実現のためには、地域の互助機能や生活支援機能をより一層強化することが求められています。

特に本市は、政令指定都市の中で最も高齢化率が高く、健康や日常生活に不安を感じる高齢者を地域全体で支える体制づくりが急務となっていますが、若年層の流出が進み、地域活動を支える人の高齢化や担い手不足が深刻化しています。

そのため、年齢や障害の有無に関わらず、市民や学校、企業、NPO¹など地域社会を構成するすべての人々が互いに支え合いながら、多様な主体の結びつきにより、共に課題を解決していく共生社会づくりが求められています。

このような地域福祉をめぐる環境変化を踏まえ、今後の体制強化を推進するため、現計画の中間見直しを実施し、今後強めるべき取り組みの方向性や主体ごとの役割について強化プランを策定しました。

1 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

2 強化プラン策定の基本的な考え方

平成32年度までを計画期間とする現計画の「基本理念」と「基本目標」は、堅持しつつ、来たるべき超高齢社会を見据えた地域における互助機能の強化や生活支援体制の整備など、計画最終年度までの間に充実・強化すべき取り組みの方向性や主体ごとの役割について、「地域福祉計画推進懇話会」の議論等を通じ、取りまとめました。

【現計画の基本理念】

市民一人ひとりがきずなを結び 共に支え合う地域福祉のまちづくり

【現計画の基本目標】

基本目標1 地域福祉意識の醸成と支え合いの関係づくり

市民の地域福祉に対する意識の醸成を図るとともに、身近な地域の住民同士がきずなを結び、地域の生活課題に対してそれぞれができる範囲で共に支え合う関係をつくることを目指します。

基本目標2 地域の保健福祉活動への参画とネットワーク化の促進

地域の保健福祉活動への積極的な参画の促進と地域の人材の育成を目指すとともに、団体同士のネットワークの充実・強化を図ります。

基本目標3 必要なサービスを適切に提供する仕組みづくり

福祉サービスに関する分かりやすい情報提供を推進するとともに、地域における福祉のニーズや相談をしっかりと受け止め迅速に対応ができるよう、行政内部の連携強化や相談支援体制の充実・強化を目指します。

また、NPO・ボランティア団体などと行政が連携・協働することで、より柔軟で即応性の高いサービスを提供する体制づくりにも取り組みます。

第2章 地域福祉を取り巻く環境の変化

1 さらなる少子高齢化と人口減少社会の到来

2015（平成27）年に実施された国勢調査によると、わが国の人口は、2010（平成22）年の前回調査と比べ約96万人減少し、1920（大正9）年の調査開始以来、初めての人口減少となりました。本市の人口が約96万人なので、5年間で本市と同規模の都市が1つ消滅したことになります。15歳未満人口が約92万人、15～64歳人口が約470万人減少する一方、65歳以上人口は約420万人増加し、高齢化率は26.6%と過去最高となっています。

本市では、15歳未満人口が約7千人、15～64歳人口が約5万人減少した一方、65歳以上人口は約3.2万人増加し、高齢化率は前回調査に比べ4.1ポイント高くなり29.3%となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の2013（平成25）年3月の将来推計人口によると、全国の75歳以上の人口は、2025（平成37）年に約2,200万人と2010（平成22）年の約1.5倍になると推計されています。

今後もこのまま推移すると仮定した場合の本市の将来推計人口では、本市の65歳以上の人口のピークは2020（平成32）年頃で約30万人（人口約94万人：高齢化率32%）、75歳以上人口のピークは2030（平成42）年頃で約19万人と予測されています。

一方で、15～64歳までの生産年齢人口は、2015（平成27）年の約55万人から2025（平成37）年には約50万人（人口約90万人）と約5万人減少すると予測されています。

2 「社会保障制度改革国民会議」の報告

2012（平成24）年に成立した「社会保障制度改革推進法」により設置された「社会保障制度改革国民会議」が2013（平成25）年にとりまとめた報告において、日本の社会保障は、「自助」を基本としつつ、自助の共同化としての「共助」（＝社会保険制度）が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に公的扶助等の「公助」が補完する仕組みが基本であると示されました。

そして、子どもたちへの支援は、社会保障制度改革の基本であり、若い世代の希望を実現することが社会の責務であること、すべての世代を給付やサービスの対象とし、年齢ではなく負担能力に応じて負担すること、女性、高齢者、障害のある人等、働く意欲のあるすべての人が働ける社会を目指し、支える側を増やすこと、非正規雇用の労働者の雇用の安定や処遇の改善を行い、格差・貧困問題の解決を図ること、住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく暮らせるよう、地域包括ケアシステム²の構築やコンパクトシティ³の推進により「21世紀型のコミュニティの再生」を図ることなど、今後の社会保障制度改革のあり方についての方向性が示されました。

2 6ページ参照

3 都市の中心部やその周辺の生活利便性の高い地域に社会基盤の集中投資を行い、行政・商業施設や住宅などさまざまな機能が集積した持続可能な都市構造

3 「高齢社会対策大綱」の策定

世界に前例のない速さで人口の高齢化が進む中、「高齢社会対策基本法」に基づき政府が定める指針として「高齢社会対策大綱」が、2012（平成 24）年に策定されました。

その中で、高齢者の健康や経済状況は多様であるにも関わらず、一律に「支えられる」人であるという「高齢者の捉え方の意識改革」、年齢に関わりなく働くことのできる雇用・就業機会の確保等の環境整備、高齢者や介護を行う家族の社会的な孤立を防ぎ、支えていくための「互助」の再構築、医療や介護、職場、住宅が近接した集約型のまちづくり、若い頃からの健康管理や老後に備えた資産形成に向けた安定的な雇用の確保、育児や介護、地域活動を行いやすくするためのワーク・ライフ・バランス⁴の推進、高齢者の築き上げた資産を適切に継承できるような社会に環流できる仕組みなど、「人生 90 年時代」を前提とした社会の仕組みに転換していくための施策の方向性が示されました。

4 「まち・ひと・しごと創生法」の施行

急激な少子化による人口減少や人口の東京一極集中による地方の衰退に歯止めをかけるため、子どもを安心して産み育てられる環境を地方に創り、地方における人口増加や雇用創出、経済の活性化を一体的に進めていくことを目的に「まち・ひと・しごと創生法」が 2014（平成 26）年に施行されました。

各地方自治体において総合戦略を策定し、住みやすく魅力的なまちづくり、安定した雇用の創出、子育て支援の充実など、各地域の強みを活かしながら住民全員参加で取り組みを進めていくことが求められており、本市では、2015（平成 27）年に「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、女性と若者の定着等により人口の社会動態⁵をプラスにし、地方創生の成功モデル都市を目指すこととしています。

5 子育て支援のさらなる充実

すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とした「子ども・子育て支援法」を含む関連 3 法が 2015（平成 27）年に本格施行されました。

これまで本市においては「次世代育成支援対策推進法」等に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を持つことを前提としつつ、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支えていく必要があるとの認識のもと、地域社会を構成する家庭、地域、学校、企業、行政が子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、力を合わせて支援する「子育て支援型社会」の実現に向けた取り組みを進めてきました。

4 「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方

5 一定期間における転入・転出に伴う人口増減

「子ども・子育て支援法」では、さらに、それぞれの子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることで、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくことが求められています。

これらを実現していくためにも、これまで以上に、地域社会のすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、自らの役割を認識し、相互に連携協力しながら、子どもや子育て家庭に寄り添い支援していくことが必要です。

また、2017（平成 29）年に施行される「改正母子保健法」により、市町村は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するために相談支援等を行う「子育て世代包括支援センター」を設置することが求められています。

このため、本市では、2016（平成 28）年に、区役所の「健康相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」を「子育て世代包括支援センター」と位置づけ、支援のさらなる強化を図ることとしています。

6 障害のある人の支援、社会参加の促進

2013（平成 25）年、「障害者基本法」が改正され、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のもと、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進することが定められました。

あわせて、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資する障害者の日常生活・社会生活の支援を行うことを基本理念とする「障害者総合支援法」が施行され、共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講じることとされました。

また、2015（平成 27）年に施行された「難病法」に基づいて策定された基本的な方針では、国民や事業者は、難病を正しく理解し、難病患者が地域社会において尊厳を持って生きることができ共生社会の実現に寄与するよう努めることが求められています。

さらに、「障害者基本法」の基本理念に沿って2016（平成 28）年には、「障害者差別解消法」が施行され、障害者の差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止などが明記されるなど、社会的障壁の除去、意思決定の支援に配慮しながら共生する社会の実現を図ることが求められています。

7 生活困窮者自立支援制度の創設

2014（平成 26）年に「子どもの貧困対策法」、2015（平成 27）年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、これまで支援等の対象となっていなかった生活困窮者や世帯についても、包括的に支援を行うための制度が創設され、同年、本市においても各区役所の「いのちをつなぐネットワーク係」に窓口を設置し、相談支援を開始しました。

この制度の理念は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」であり、SOSを発することができない困窮者の早期発見や生活・就労支援、子どもの学習・生活支援、地域に働く場や参加できる場を創っていくことなど、地域全体で取り組んでいくことが求められています。

8 自殺対策の推進

2016（平成 28）年に施行された「改正自殺対策基本法」では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことや、自殺対策は、生きることの包括的な支援として、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないことが理念として示されました。

また、各地方自治体は自殺対策計画を策定することが求められており、本市においても地域の状況に応じた総合的かつ効果的な取り組み等を推進するため、現在、「北九州市自殺対策計画」の策定作業を進めています。

9 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の策定

2015（平成 27）年に国が策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」によると、2025（平成 37）年には、約 700 万人（高齢者の約 5 人に 1 人）が認知症有病者であると推計されています。

そのため、2025（平成 37）年に向けて、発症予防の推進、早期診断・早期対応のための体制整備、若年性認知症の人の居場所づくり、就労・社会参加等の支援、家族向けの認知症介護教室、介護離職を予防するための職場づくり、独居高齢者の安否確認や行方不明者の早期発見、高齢運転者の交通安全の確保、消費者被害の防止、小・中学校等での認知症サポーター講習の開催など、将来を見据えて対策を行うという意識や、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを通じ、地域を再生するという視点を社会全体で共有し、行政だけではなく企業、NPO、地域団体、住民など地域社会を構成するさまざまな主体が、それぞれの役割を果たすことが求められており、本市においても同年に策定した「北九州市オレンジプラン」に基づき幅広い取り組みを進めています。

10 高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築

わが国の第 1 次ベビーブーム（1947（昭和 22）年～1949（昭和 24）年）期に生まれた団塊の世代（全国で約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれており、国は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、2025（平成 37）年を目途に構築していくことを打ち出しました。

地域包括ケアシステムは、高齢者の在宅生活を支えるための多職種連携を土台とする医療と介護の効果的な連携や総合的な認知症支援、住民主体の介護予防・生活支援サービスの創出と高齢者の生きがい・健康づくりを兼ねた担い手としての参加、地域における声かけや見守り、助け合い、支え合いの仕組みづくりなど、分野横断的に一体的に提供される体制を実現する地域の仕組みづくりを行うものです。

その構築にあたっては、自助・互助・共助・公助がそれぞれの強みを発揮し、連携を図っていくことが必要とされ、課題の共有や地域の互助・生活支援機能を強化すること等を目的として、2015（平成27）年に「改正介護保険法」が施行されました。

その中で、高齢者が地域で生活していく際の課題を共有し、見守りや生活支援サービスなどの地域資源の開発や政策づくりに結びつけていくための地域ケア会議の設置、小・中学校区等の身近な圏域ごとに地域の互助の仕組みや介護予防・生活支援サービスを住民主体で創り出していくための協議の場の設置、運営や地域の互助活動、生活支援サービスの創出を支援するためのコーディネーターの配置などが求められています。

本市では、2015（平成27）年4月から、各区役所に地域支援コーディネーターを配置し、校区ごとの地域課題や地域資源の把握、高齢者の居場所づくりの支援などを行っています。今後は、すべての地域で、高齢者等の支援を必要とする人を地域全体で支える仕組みを検討するための協議の場の設置・運営を支援していくこととしています。

1 1 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

2015（平成27）年に厚生労働省がまとめた「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、「包括的な相談支援」、「総合的な支援提供」、「サービスの生産性の向上」、「総合的な人材の育成・確保」の4つの改革が必要とされています。

これまで高齢者・障害者・子どもなど対象ごとに分かれていた相談受付の包括化、世帯の複合的な課題に対する適切なアセスメント⁶、保健福祉分野だけではなく雇用や農業、教育など異分野と連携した支援のコーディネート、社会資源の開発、多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備、地域住民が交流し、地域課題を話し合う場づくりなどが求められています。

1 2 「ニッポン一億総活躍プラン」、「地域共生社会の実現」

2016（平成28）年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することとされています。

そのための施策として、地域包括支援センター、社会福祉協議会、NPOなどが中心となって、小・中学校区等の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、多様な活躍や就労の場づくりを推進するための公共的な地域活動やコミュニティビジネス⁷の環境整備、寄附文化の醸成や民間資金の活用、高齢者、障害のある人、子ども等が相互または一体的に利用できるようにするための福祉サービスの設置基準・人員配置基

6 支援を求めている対象が、これからどうしたいと思っているのか（主訴）、対象の特性がどのように主訴に関わっているのかを様々な情報をもとに総合的・多面的に判断し、見立てること

7 地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業

準・報酬体系の見直し、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談・支援体制を構築することなどが示されました。

また、市町村は、「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める」という規定を加えた「社会福祉法」の改正案が、2017（平成 29）年通常国会に提出されています。

1 3 社会福祉法人の地域貢献活動の促進

2016（平成 28）年に「社会福祉法」が改正され、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえた「地域における公益的な取り組み」の実施に関する責務が定められました。社会福祉法人は、日常生活または社会生活上の支援を必要とする人に対して、無料または低額な料
金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めるものとされています。地域共生社会の実現に向け、専門知識や人材、施設など多様な資産を持つ社会福祉法人の役割が期待されています。

1 4 環境の変化に応じた地域福祉計画の見直しの視点（まとめ）

【人とのつながりと幸せ】

現代の日本では、産業構造の変化や都市化等により地域や家庭での共同作業の必要性が薄れ、人と深く関わらなくても生活できるようになりました。人間関係の煩わしさから解放され、マイペースに過ごせるようになった一方、周囲との関係が築きにくく、子育てや介護の不安・負担を一人で抱え込む人や、誰にも SOS を発せず困窮状態に陥る人、自ら命を絶ってしまう人などが増えています。人間関係の希薄化がもたらす負の側面が無視できないほど大きくなっており、将来に希望を感じられない若者の増加や自殺率の上昇といったことも、人間関係が希薄になったことに一因があると思われます。

「地域福祉」とは、性別や年齢、体力や能力、性格、置かれた環境などに関わらず、一人ひとりが幸せになれる地域社会を住民自らで創っていくことだと言えます。そして、私たちは心が満たされない限り、幸せになれないことに気づいています。人に認められた時、誰かに必要とされた時、感謝された時、感情や考えを分かち合えた時、そうした人とのつながりの中で感じられる絆や相互の理解、共感により心が満たされることが多いのではないのでしょうか。

【一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援】

「北九州市の地域福祉 2011～2020」策定後から現在までの数年間に行われたさまざまな制度改正の流れは、福祉の対象を子ども・障害のある人・高齢者と分類した上で別々の制度にあてはめていたこれまでのやり方から、生活困窮者自立支援法の理念に象徴されるように、一人ひとりの多様性を前提とし、本人や家族の生活を起点とした支援、本人や家族の心に寄り添うプロセスを重視した支援へと向かっています。

また、すべての世代を給付やサービスの対象とする一方で、すべての世代が能力に応じて福祉の担い手となる全世代、全員参加の理念が強く打ち出されています。高齢化による要支援者の増加と少子化による人材不足や税収の減少が想定される中で、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を広げていくためには、行政の力だけでは限界があります。

【自助と互助の強化】

そのため、自助と互助のウェイトを高めていくことが求められています。自助を高めるためには、幼い頃から心身の健康を保つ意識や自立心を養うとともに、一人ひとりの持つ個性を尊重し、能力を伸ばし、自立する力を育てること、互助を高めるためには、幼い頃から地域社会の担い手としての意識を醸成し、思いやりの心、コミュニケーション能力など協働のために必要となる力を育てることが必要となります。その前提として、幼い頃から自分自身の個性・人間性が、最大限尊重される家庭や地域の環境が重要となります。

地域においては、住民同士の顔の見える関係づくり、地域に関する情報やビジョンの共有が求められます。身のまわりで起きている困りごととその解決のために何が必要とされているかをみんなが知ることが互助の出発点となります。

また、地域包括ケアシステムの構築では、これまでの見守りやちょっとした手助けといった互助の潜在力を高めながら、住民主体による介護予防や日常生活支援サービスの提供に取り組むものとされています。これまでNPOなどが主に行っていたコミュニティビジネスに地縁団体等が参入することも期待されており、地域内で人材を育成し活用する仕組みやお金が循環する仕組みが求められています。

【地域共生社会の実現】

もう一つの大きな流れは、弱い立場にある人への支援を通じて、あらゆる人に優しい地域社会を創っていかうとする動きです。地域社会のあり方は、私たち自身の心を映し出す鏡だと言えます。私たちはどのような存在でありたいのか、どのような地域で生きていきたいのかを私たち一人ひとりが問われているのではないのでしょうか。

あらゆる人が尊厳を持って幸せな人生を送るためには、これまで支えられる人として括られてきた子どもや高齢者、障害のある人も含めたすべての人が役割を持ち、お互いを助けあうとともに、地域全体で子どもや若者を支援し、次世代を担う人材を育てていくこと、つまり、「共に感じ、共に考え、共に癒やし、共に育てる」地域づくりが求められているのではないのでしょうか。

そのような活動に参加し、さまざまな人と絆を築いていくことが、心と体の健康を保ち、生きがいのある充実した人生、つまり、幸せにつながると考えられます。

この新たな地域づくりのためには、あらゆる人が地域を元気・幸せにする活動に気軽に楽しく参加できる環境、寄附や募金、企業の協賛など活動の資源を調達する仕組み、困っている人や家族を早く発見し、そのニーズに丸ごと応じる分野横断的で総合的な支援ネットワーク、多様な主体による多様な支援・サービスの創出、それらを可能にする人材育成のあり方を、お互いの顔の見える範囲から市域全域まで重層的にデザインしていくことが求められています。

【地域福祉計画策定後の法律制定等】

	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)	2021～ (平成33～)
北九州市地域福祉計画						フォローアップ		見直し強化プラン			新計画
										改正社会福祉法	

※地域福祉計画策定の努力義務化やPDCAサイクルの導入、地域福祉計画の定めるべき事項として高齢・障害・子ども、その他の福祉に関する共通的事項を追加することなどを定める改正社会福祉法が2018年4月施行予定。

	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)	2021～ (平成33～)
高齢社会対策大綱	→										
「社会保障制度改革国民会議」報告											
まち・ひと・しごと創生法					市総合戦略						
子ども・子育て支援法											
改正障害者基本法											
障害者総合支援法	市障害者支援計画										
障害者差別解消法											
部落差別解消推進法											
難病法											
生活困窮者自立支援制度											
改正自殺対策基本法											
認知症施策推進総合戦略											
地域包括ケアシステムの構築(介護保険法の改正等)											
新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン											
ニッポン一億総活躍プラン 地域共生社会の実現											

第3章 基本目標におけるさまざまな課題

近年の社会状況の変化や「北九州市地域福祉推進懇話会」で出された意見等を踏まえ、基本目標ごとの課題を下記のとおり整理しました。

1 地域福祉意識の醸成と支え合いの関係づくり

(1) 地域福祉に対する意識の醸成

- 地域の一員であることを自覚している人が減ってきている。人口減少や高齢化に直面している中で、地域の課題に関心がある人とない人の意識の差が大きい。
- 地域は成り立ちや構成員などが様々であり一律にはいかない。そこに住んでいる人が自分たちで考え行動する共通の意識を持つことが大切。
- 地域で保健福祉活動に携わる人が減ってきている。
- 地域福祉の担い手不足の中、小学生から高校生までの間で地域福祉についての学びと体験をする場をもっと広げる必要がある。

(2) お互いに支え合う関係づくりの促進

- 個人のプライバシーの尊重や人とのコミュニケーションの煩わしさなどにより、隣近所同士の関わり合いが希薄になり、お互いが何に困っているのかを知る機会もなく、身近で支え合う場が減ってきている。
- 自ら助けを求めることが苦手な人が多くなってきており、困ったときに助けを求めることができるような顔の見える関係を築いていくことが必要である。
- 特別な事情がなくても日々関わりを持てることが地域の強みである。地域で支え合って生きていく社会づくりは、目には見えないけれども大切なインフラ整備だという視点をもって取り組む必要がある。
- 高齢者になると周りの人の迷惑になるのではないかとの思いから、ボランティア活動を辞める人が多い。人生の最後まで役割を担えるような社会に変えていく必要がある。
- 人はいつも助けられる側にいるだけだと自尊感情が薄れていくため、助ける側に回ることが大切である。例えば、炊き出しで支援されていた生活困窮者が自立して炊き出しスタッフになることや、障害のある人が他の障害のある人を支援するなど、共感できる立場を活かして支援しあう関係を築くことができる。

(3) 課題のまとめ

【課題1】

地域におけるさまざまな課題や地域活動に関心を示さない人たちに対し、地域社会が果たしている役割の理解を促し、地域の一員として当事者意識を持ってもらう必要がある。

【課題2】

自治会や社会福祉協議会、NPOなどそれぞれの団体の活動内容や経費の使途のあり方や、組織そのものの必要性などについてさまざまな意見があるため、地域住民への積極的な情報発信により、若年層や商店街、企業、大学生など新たな協力者になり得る人々や団体からの理解の促進や協働が必要である。

【課題3】

地域福祉の基盤とも言うべき、自治会の加入率は年々低下する一方、加入者の高齢化や役員のなり手不足などの問題で活動そのものが停滞しているところもある。

【課題4】

高齢を理由に地域活動やボランティア活動を辞めてしまう人や趣味などの生涯学習から遠ざかる人が増えてきており、日常的な暮らしの中に「生きがい」や「健康」の大切さが感じられる機会が必要である。

2 地域の保健福祉活動への参画とネットワーク化の促進

(1) 地域の保健福祉活動の促進

- 自治会では、役員は任期があり、人がどんどん変わっていくため、コミュニティ形成のための手法や経験などが蓄積されない。支援を継続していくのが福祉であり、地域で長期にわたり専門的に福祉を担うボランティアの育成が必要である。
- ボランティアや趣味などのさまざまな講座を受講して何か地域で活動していきたいというニーズは多いが、うまく活動が結びついていない場合が多く、地域とボランティアを結びマッチング機能の強化が必要である。
- 北九州市には約2万人の大学生がおり、その中でも地域に関わってみたいという意欲を持った学生は想像以上に多く、地域福祉の担い手として、大学生の力を活用することが有効である。
- 地域福祉のボランティア活動には、楽しみや達成感がないと継続しない。金銭的なものや要支援者とのふれあいによる充実感などのメリットを明確にする必要がある。
- さまざまな地域の行事や市の施策についての情報伝達は自治会を通じて行ってきたが、自治会の加入率が低迷している現在、情報を必要とする個人に直接知らせるような仕組みを検討することも必要である。
- 職業人として、地域に関わることがないと地域のことをわが事として捉えることができなくなっている。家庭と仕事場以外の第三の居場所が地域に必要ではないか。仕事以外にボランティアや地域団体などいろんな顔を持つことで仕事にもいい影響が出るのではないか。
- 地域でボランティアの活動に気軽に参加できるような工夫が必要ではないか。ボランティア活動というと大げさに聞こえるため、例えば、少しの時間でも簡単に参加できる「ちょいボラ（ちょっとしたボランティア）」の仕組みなど協力者を増やす工夫が必要である。

(2) 支援を必要とする人に対するネットワークの構築

- 高齢化率が高く、人口が減少している地域では、横の連携が崩れており、誰とも付き合わず、ひっそりと一人で暮らしている人も多く、自治会だけでは対応できない。民生委員や福祉協力員と自治会との連携がますます重要となっている。
- 老老介護や引きこもり、ダブルケア⁸など複雑化している問題を解決するためには、さまざまな専門職や地域ボランティア、行政など関係者が集結して協議する場が必要であるし、それをコーディネートする人が必要である。
- 地域の福祉課題を解決していくためには、校(地)区社会福祉協議会だけでは限界があり、まちづくり協議会、自治会などの地域団体が役割分担しながら連携を強化する必要がある。

(3) 課題のまとめ

【課題5】

地域や社会に貢献したいと思っている人やボランティア活動に関心のある人は多いが、実際には、活動に参加する時間がない、活動に参加する際の経費(交通費など)の負担が大きい、参加できるボランティア等の十分な情報がないなどの理由で活動している人が少ない。

【課題6】

ボランティアにとって無償性は重要な要素ではあるが、ボランティア活動の多様性や継続性、参加意欲を高めるためには、その活動が社会的に評価されることや、実費を受け取る活動、提供した労働価値を超えない範囲で報酬を受け取る活動などさまざまなケースに応じた幅広い視点で考える必要がある。

【課題7】

地域福祉の担い手が不足している中、大学生や高校生などの若い人を地域活動の中に積極的に受け入れるための地域と大学・高校を結ぶ機会や場づくりが求められる。

【課題8】

仕事や家事・育児などの合間の時間で気軽にボランティア活動へ参加できるためのボランティア情報の提供や、社員等のボランティア活動への参加を企業等へ促していくことが重要である。

【課題9】

高齢化率が高く、コミュニティの機能が弱くなっている地域では、自治会や民生委員・児童委員、福祉協力員の連携がますます重要となっており、校(地)区社会福祉協議会、まちづくり協議会、自治会などさまざまな地域団体が役割分担しながら協働して地域課題に対応する必要がある。

8 子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと

【課題10】

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、核家族化など、家庭内の支え合いの機能が低下する中で、老老介護やダブルケアなど多様化・複雑化する問題を解決するためには、さまざまな専門職やボランティア、行政の連携をコーディネートできる人材が必要となっている。

3 必要なサービスを適切に提供するための仕組みづくり

(1) 適切なサービス利用の実現のための仕組みの構築

- さまざまな相談窓口や支援機関が増えてきたが、どこに相談すればよいかわかりにくく、その窓口の人が他の相談窓口等のことを知らないことがある。
- 問題を抱えている人たちは見えにくい存在なので、窓口を構えて「来てください」と言うのではなく、いかにそのような人を見つけに向かふことができるのかが求められている。
- 知的障害や精神障害の子どもを抱えている保護者の高齢化にどう対応していくのか。将来的には、身寄りのない認知症高齢者や知的障害者・精神障害者など適切な判断が困難な人の増加が懸念される。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の総合的・包括的な提供が求められている。その中でも地域づくりが重視されており、地域での取り組みをより活性化させる仕組みづくりと、専門的な相談援助、サービスとの連動・連携の仕組みづくりが重要となっている。
- さまざまな相談窓口や福祉制度があるが、地域で実際に支援するボランティアなどの人手が足りない。
- 少子高齢化による稼働年齢層（15～64歳）の人口減少とそれに伴う税収減等により、福祉サービスを提供するための財源や人材不足が懸念される。
- 複雑化・多様化する福祉ニーズに対応するため、官民を問わず、福祉に携わる人材の育成が求められている。
- 将来を担う保健福祉人材の育成、地域福祉課題の解決のために、保健福祉に関連する教育・研究機関と地域・社会福祉法人・行政などの連携・協働が求められている。

(2) 新たな生活課題への対応

- 身体や精神機能が低下し、日常生活に不安や不便を感じている高齢者が増えている。
- 非正規雇用の増加等により、生活・経済基盤の弱い世帯が増えるとともに、80歳の高齢者の親に50歳の引きこもりの子どもが同居するなど問題が複雑化・多様化する中で個人個人ではなく、世帯として支援する必要がある。
- 介護保険制度などを作ることで、高齢者に提供できるサービスは増える一方、地域での支え合いが希薄化してきたという一面もある。地域住民の主体性を活かしつつ、その活動を支援する社会福祉法人や高齢者施設の取り組みが必要ではないか。
- 地縁組織のつながりが希薄化している中、人材や物資を持っているNPOや企業と地域団体との連携や協働は欠かせないが、特にNPOに対する認識や信頼度がまだまだ低いため、

連携するのが難しい状況である。

- 地域福祉の多様な担い手として、企業の社会貢献活動とともに、NPO等がビジネスの手法で地域や社会の課題に取り組むコミュニティビジネスが期待されるが、社会的な認知度が低く、人材供給や資金調達などの課題も多い。
- 新たな生活支援サービスを生み出すために、保健福祉に関連する教育・研究機関と企業、NPO、社会福祉法人、行政などの連携・協働が求められている。

(3) 課題のまとめ

【課題 1 1】

少人数世帯や地域のつながりの希薄化等により家庭・地域の支援力が低下する中、制度だけでは対応が難しい複合的な課題を抱える世帯が増加しており、地域におけるボランティア・互助活動と社会福祉法人、NPOなど専門性を有する機関が連携・協働した支援が必要となっている。

【課題 1 2】

急速な少子高齢化の進展により、労働力人口が減少していく中、質・量ともに多様化する福祉ニーズに対応するため、保健福祉に関連する教育・研究機関と地域・企業・NPO・社会福祉法人・行政などが連携・協働したサービス提供体制の構築や福祉人材の確保が求められている。

【課題 1 3】

地域福祉の担い手が不足する中、新たなサービスの担い手としてNPO等の活動やコミュニティビジネスが期待されるが、市民の認知度が低く、人材確保や資金調達などの課題も多い。

第4章 充実・強化すべき13の方向性

わが国における地域社会の支え合いなどに大きな役割を果たしてきた「血縁」・「地縁」・「社縁」など、人と人をつなげる絆が弱まる中、今後、急激に増加が見込まれる後期高齢者が地域での生活を続けていけるようにするためには、地域の課題解決力、対応力の強化が求められており、新たな地域社会のあり方を模索することが必要となっています。

一方で、本市には、官民一体となって支援が必要な人を見守る「いのちをつなぐネットワーク」や、身近な地域で福祉協力員が中心となり民生委員・児童委員と協力して見守り活動等を行う「ふれあいネットワーク活動」など、永年にわたり培ってきた経験やノウハウなどが蓄積されています。

これら既存の仕組みを生かしつつ、近年地域に芽生え始めたボランティアやNPO、民間企業などをはじめとするさまざまな取り組みを活性化し、多様な主体間の連携・協働を加速することが、より一層求められています。

「共に感じ、共に考え、共に癒やし、共に育てる」地域づくりを目指して、一人ひとりが抱える課題を「みんなで受け止める地域づくり」、「地域の多様な専門性を活かして解決する仕組みづくり」という2つの視点で、2020年までに充実・強化する13の方向性を決めました。

1 一人ひとりが抱える課題を「みんなで受け止める地域づくり」

【方向性1】意識の醸成

【方向性2】交流の促進

【方向性3】地域課題・ビジョン・解決策を共有・検討する仕組みの構築

【方向性4】ボランティア・互助活動の促進

【方向性5】NPO・企業等の社会貢献活動、コミュニティビジネスの活性化

【方向性6】多様な地域人材の育成と適切な役割分担

2 一人ひとりが抱える課題を「地域の多様な専門性を活かして解決する仕組みづくり」

【方向性7】本人や家族を丸ごと受け止める相談・支援体制づくり

【方向性8】アウトリーチ⁹・伴走型支援の充実

【方向性9】困難を抱えた子どもや若者の早期発見・早期対応

【方向性10】経済的自立の支援

【方向性11】健康づくりや認知症・介護予防の支援

【方向性12】介護・福祉サービスの生産性向上

【方向性13】多様な福祉専門人材の育成

9 福祉サービスの一般的実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような取り組みのこと

1 一人ひとりが抱える課題を「みんなで受け止める地域づくり」

方向性1：意識の醸成

① 地域課題解決型の福祉教育の推進

小・中学校、高校、大学において地域の福祉課題について学び、自分たちでできることを話し合い、地域と協働しながら課題解決に取り組む機会の充実を図る。

(参考) ◆ウェルクラブによる福祉教育 (p28)

② 効果的な広報・啓発

課題を抱える人の問題を通して、地域で支え合うことの大切さや地域福祉活動に関わるメリット、地域活動が盛んな地域の情報提供など、市民の関心を高めるための効果的な広報・啓発を推進する。

方向性2：交流の促進

① 近所（近助）の再生

災害発生時や緊急時の対応は、日頃からの近所（近助）の関係性が重要であるため、防災訓練などをきっかけとして、近隣住民同士の交流や見守り活動を促進し、近所のつながりを強化する。

② 多世代交流の場づくり

市民センター、放課後児童クラブ、社会福祉施設、空き家など既存施設を活かして、高齢者、障害のある人、子どもなど多世代の人が役割を持ちながら交流し、相互理解や地域活動への参加意欲を高められる場づくりを推進する。

(参考) ◆子ども食堂の推進 (p28)

◆障害者就労施設等によるカフェでの交流 (p28)

◆大学での多世代交流・地域づくり事業 (p28)

③ 高齢者の居場所・健康づくり

高齢者サロンなどのさまざまな場を通して、健康的な食生活や認知症・介護予防などについて啓発・学習し、お互いが励ましあいながら情報交換や健康づくりなどに取り組む活動を促進する。

(参考) ◆暮らしの保健室 (p29)

◆高齢者施設による介護予防など地域との連携 (p29)

方向性3：地域課題・ビジョン・解決策を共有・検討する仕組みの構築

① 検討の場づくり

課題を抱える人々のさまざまな問題を通して、まちづくり協議会、校（地）区社会福祉協議会、自治会、NPO、教育機関などの多様な主体が、地域における課題やビジョン、解決策、新たに創出すべき互助の仕組みや地域資源などについて検討する場づくりを推進する。

(参考) ◆小地域福祉活動計画の策定 (p29)

◆大蔵の明日を語る会 (p29)

◆校（地）区社会福祉協議会連絡調整会議 (p30)

② 地域内の情報を共有できる情報媒体

地域の困りごとや地域住民の専門・得意分野などの情報を地域内で共有できる情報媒体のあり方を検討する。

③ 個人情報の保護と活用

個人情報の保護と見守り・支援活動への活用のあり方について、関係者間で意識の共有を図る。

④ 成功事例の共有

課題の共有や解決策の検討など効果的に行えている地域のノウハウを他の地域が共有できるよう、事例集の作成や地域間交流などを促進する。

方向性4：ボランティア・互助活動の促進

① ボランティア人材の育成とマッチング

地域のニーズに応じて必要な知識や技術、必要人数などを明らかにした上で、ターゲットを絞り、効果的にボランティアやボランティアリーダーを育成し、地域活動とのマッチングを行う仕組みをつくる。

(参考) ◆認知症カフェモデル事業「カフェ・オレンジ」(p30)

② 参加しやすい情報の提供

少しの時間でも気軽に参加しやすいように、自分の住んでいる地域で求められているボランティア・互助活動の内容や必要な技術、人数などが定期的に把握できる仕組みや情報媒体のあり方を検討する。

③ 参加を促す仕組みづくり

ボランティア・互助活動に参加する人が楽しさや充実感、健康づくり、自分の成長などメリットを感じられる仕組みや、金銭的なインセンティブを与える有償ボランティアなど、継続的な活動を促す仕組みづくりを検討する。

(参考) ◆高齢社会をよくする北九州女性の会 (p30)

④ 活動経費を賄う仕組みづくり

互助活動やボランティア活動に必要な経費を賄うために、地域住民や地域に立地する企業等に寄附や募金を促す仕組みのあり方を検討する。

⑤ 学生等の参加促進

地域と高校・大学・専門学校等が協働し、学習の一環として地域の保健福祉活動に学生等が参加する仕組みを充実させるため、地域と学校等が情報共有できる場をつくる。

(参考) ◆北九州市立大学の地域活動への取り組み (p30)

方向性5：NPO・企業等の社会貢献活動、コミュニティビジネスの活性化

① 地域団体とNPO・企業・社会福祉法人等との連携促進

地域のさまざまな課題の解決のために、自治会やまちづくり協議会、社会福祉協議会などの地縁団体だけではなく、多様な人的資源や物的資源、知識と経験を有するNPOや企業、社会福祉法人等との連携を促進する。

(参考) ◆高齢者の食生活を支援する「団らん処 和菜屋」(p31)

◆引きこもりの人や家族を対象とした寺カフェ (p31)

② 企業・事業所等への情報発信

企業・事業所に対して、地域課題の解決に向けた事業の創造や遊休資産を活かした地域貢献活動を推進するため、地域との共存共栄のメリットや従業員への啓発について効果的な情報発信のあり方を検討する。

③ プロボノ活動の推進

地域やNPO等のさまざまな活動において人材が不足している中、社会福祉法人・医療・企業・行政など各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動（プロボノ）を推進する。

（参考）◆小倉リハビリテーション病院（p31）

④ 地域ニーズや人材・資金提供者とのマッチング

地域や社会の困りごとを解決することで収益を生み出すコミュニティビジネスを振興するために、サービスを必要とする人、企業やNPO等のサービス提供者、資金やノウハウ、労働力の提供を希望する人を仲介する仕組みを検討する。

（参考）◆一般社団法人ソシオファンド北九州（p31）

◆ソーシャルビジネスネットワーク北九州（p32）

方向性6 多様な地域人材の育成と役割分担

① 地域リーダーの発掘・育成

すべての住民の幸福を願い、周りにいる人を巻き込み、互助活動や地域資源の開発・コーディネートを組織的・戦略的に行うリーダーを発掘・育成する。

② 多様な人材の発掘・育成と役割分担

互助活動や地域資源の開発・コーディネートを組織的に行うために必要な企画、広報・啓発、資金調達、会計、書記などさまざまなスキルを持つ人材を発掘・育成し、負担が偏らないように適切な役割分担を行い、楽しみながら活動できるチームマネジメントの仕組みを構築する。

2 一人ひとりが抱える課題を「地域の多様な専門性を活かして解決する仕組みづくり」

方向性7：本人や家族を丸ごと受け止める相談・支援体制づくり

本人や家族が抱える複雑な課題を丸ごと受け止め、総合的な支援策を検討することで、支援の重複や矛盾、家族間の葛藤をおこさず、効果的に本人や家族の自立を支援できるよう、コーディネート人材の育成や専門機関・地域資源間のネットワークを強化する。

(参考) ◆いのちをつなぐネットワーク事業 (p32)

◆地域包括支援センター (p32)

方向性8：アウトリーチ・伴走型支援の充実

自らSOSを発信できない人を早期に発見し、早期に対応を行うことで問題の深刻化・拡大を防ぐとともに、コミュニケーションや理解力に課題を持つ人の状況や意思を関係者に正しく伝え、スムーズな支援や関係構築につなげるためのアウトリーチ・伴走型支援を充実させる。

(参考) ◆NPO抱樸による生活困窮者の世帯丸ごと支援 (p32)

方向性9：困難を抱えた子どもや若者の早期発見・早期対応

保育所、幼稚園、小・中・高等学校などの教職員が、子どもや若者の抱える困難に早く気づき、適切な支援につなげるよう、人材育成、社会資源情報の共有、支援ネットワークを強化する。

(参考) ◆子ども・若者応援センター「YELL」(p33)

◆ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」(p33)

方向性10：経済的自立の支援

障害の有無や家庭環境に関わらず、子どもたちが将来、自立した生活ができるよう支援するとともに、現在、失業中の若者や中高年者が就労できるように効果の高い生活・就業訓練の実施や多様な就労の場の確保を行うために福祉、教育、産業、雇用部門等の連携を強化する。

(参考) ◆いのちをつなぐネットワークコーナー（生活困窮者相談窓口）(p33)

方向性11：健康づくりや認知症・介護予防の支援

医療や介護を必要とする人の割合が高くなる75歳以上の人口の増加に備えて、子どもから高齢者まですべての世代が生涯を通じて健康づくりを行うことにより、生活習慣病、ロコモティブシンドローム、認知症等を予防し、健康寿命を延伸できるよう、地域において市民主体の健康づくりや認知症・介護予防活動が活発に行われるように支援を強化する。

(参考) ◆市民センターを拠点とした健康づくり事業 (p33)

◆認知症支援・介護予防センター (p34)

方向性 12：介護・福祉サービスの生産性向上

保健福祉関連の教育・研究機関、企業、社会福祉法人、NPO、行政などが連携・協働し、ロボット・ICT等の活用、サービスの総合化、施設の多機能化などにより、介護・福祉サービスの生産性を高め、利用者と職員双方の満足度を向上させる。

(参考) ◆国家戦略特区「介護ロボット等を活用した先進的介護の実証実装」(p34)

方向性 13：多様な福祉専門人材の育成

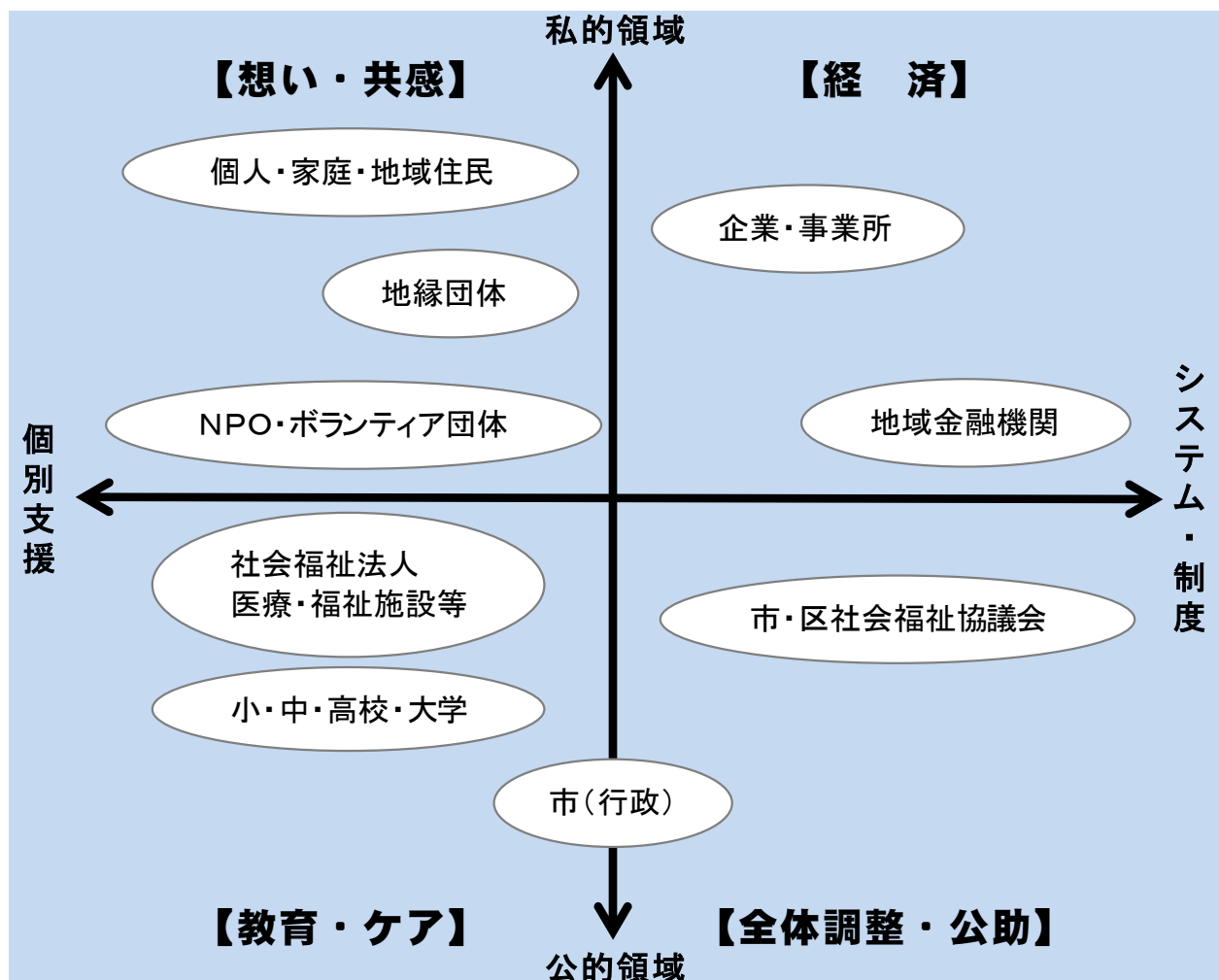
相談・支援窓口の専門性向上やネットワーク構築のため、保健福祉関連の教育・研究機関と行政・社会福祉法人などが連携・協働し、専門的な知識の習得に加え、実際に地域福祉活動に参画する経験を通じて、コーディネート力を有する人材を育成する。

第5章 主体ごとの役割

来るべき超高齢社会に向けて地域包括ケアシステムを構築し、地域共生社会を実現していくためには、各主体が自らの役割を自覚するだけでなく、他の主体の役割も理解し、適切な役割分担のもと戦略的に取り組みを進めていく必要があります。各主体には、それぞれの特徴や強みがあり、どこが欠けても、うまくいきません。

社会をよくしたい、困った人を助けたいという「**想い・共感**」の分野において取り組みを進めていく(1) 個人・家庭・地域住民、(2) 地縁団体、(3) NPO・ボランティア団体、雇用や人に優しい働き方を創造し、モノやサービス、お金を循環させる「**経済**」の分野において取り組みを進めていく(4) 企業・事業所、(5) 地域金融機関、人を育て、人を支援していく分野において「**教育・ケア**」の取り組みを進めていく(6) 小・中・高等学校・大学、(7) 社会福祉法人・福祉施設等、地域共生社会を実現するための制度・仕組みの構築・運用、各主体の活動と協働の促進、地域資源のマネジメントなど「**全体調整・公助**」の分野において取り組みを進めていく(8) 市・区社会福祉協議会、(9) 市(行政)の各主体が、それぞれの強みを発揮し、効果的に協働していくことにより、地域共生社会を実現していきます。

各主体の分類イメージ



1 個人・家庭・地域住民

(1) 関心を持つ

- ・近隣に住む人の顔と名前を覚え、困っている人・生きづらさを感じている人がいないか、気を配る。
- ・地域全体で次世代を育成していく意識を持ち、地域の子どもや子育て世代に関心を持つ。

(2) 話し合う

- ・地域の困っている人について、情報を共有し、どうすれば支援ができるか話し合う。
- ・すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくりについて話し合う。

(3) 活動する

- ・地域の一員として困っている人を支える活動に参加することを通じて、地域との絆を築き、生きがいや健康づくり、仲間づくりを行う。
- ・困っている人を支援するための相談・支援窓口や、健康づくり、認知症・介護予防に関する正しい知識を身につけ、家族や周囲の人に広めていく。

(4) 誘い合う

- ・隣近所の人を誘い合い、地域福祉活動の輪を広げていく。

2 地縁団体（自治会、校（地）区社会福祉協議会、まちづくり協議会等）

(1) 話し合い、活動する機会と場を提供する

- ・地域住民が交流し、地域課題について話し合い、解決策などを検討する機会や場を提供する。

(2) 住民ニーズと地域資源のマッチングを行う

- ・地域住民の「困りごと」や「得意分野」・「できる活動」など、地域課題や地域人材を地域内で共有できる情報媒体のあり方を検討する。
- ・地域の困っている人と、地域内のボランティア希望者とをマッチングする仕組みをつくる。

(3) 互助を活かした生活支援サービスをつくる

- ・地域住民の空き時間や得意分野を活かして、地域内の生活支援ニーズを満たすためのサービス、地域の中でお金が回る仕組みをつくる。

(4) 関係機関・団体と協働する

- ・地域で活動するNPOやボランティア団体、企業、社会福祉法人、学校、行政等、あらゆる団体や専門機関と協働し、各主体の強みを活かした問題解決や生活支援サービスの創出を図る。

(5) リーダー・コーディネーターを発掘・育成する

- ・互助活動や生活支援サービスの創出をコーディネートし、地域内の人・モノ・資金をマネジメントできるリーダーを地域内で発掘し、育成する。

3 NPO・ボランティア団体等

(1) 関係機関・団体と協働する

- ・自治会等の地縁団体や他のNPO・団体、企業、社会福祉法人、学校、行政等、あらゆる団体や専門機関と協働し、自らの専門性を活かした心豊かで暮らしやすい地域づくりに貢献する。

(2) 活動参加者のやりがい・成長を促進する

- ・活動参加者のやりがいや成長を促進する活動内容の設計やチームマネジメント¹⁰を行い、参加者の増加や定着を図る。

(3) 戦略的な広報・啓発を行う

- ・自らの活動への賛同者を増やし、人や活動資金を集めるために有効な広報・啓発を行う。

4 企業・事業所

(1) 高齢者・障害のある人等が働きやすい環境をつくる

- ・地域で就労を希望する高齢者や障害のある人等がそれぞれの特性や長所を活かせるような仕事や役割を創造する。
- ・従業員が高齢になったり、病気や障害を抱えるようになっても、長年蓄積した知識や経験、その人ならではの強みを活かして、働き続けられる環境をつくる。
- ・育児や介護などでこれまで通りの働き方ができなくなっても、役割や就労場所・就労時間などを柔軟に変更することで、離職せずに働き続けられる職場環境をつくる。

(2) ワーク・ライフ・バランスを進める

- ・多様な働き方・暮らし方を認め合うことで、やりがいや充実感を感じながら働き、限られた時間の中で「仕事」上の責任を果たしながら、仕事以外の時間で子育て・介護、地域活動、自己啓発など充実した「生活」の実現に取り組むための環境づくりを進める。

(3) コミュニティビジネスを展開する

- ・今後、増加が見込まれる福祉課題をチャンスと捉え、新たな生活支援サービスを生みだし、地域の課題解決と地域産業の活性化、収益の確保が両立するコミュニティビジネスを展開する。

(4) 従業員の地域貢献活動を促進する

- ・地域貢献活動が、新たなコミュニティビジネスの創造や従業員の視野・スキルの拡大につながることを理解し、従業員の業務時間外での地域活動を促進する。

5 地域金融機関

(1) コミュニティビジネスを促進する

- ・日常的な顧客との対話を通じて、地域の課題や困りごとを把握し、その課題解決のために顧客企業や団体同士を結びつけ、収益を上げられるビジネスモデル¹¹についてのアドバイスや資金供給を行う。

10 チームに課せられた目標達成のために、チームメンバーの能力を高め、仕事がしやすいように気を配り、仕組みを作り、コミュニケーションを図ること

11 利益を生み出す製品やサービスに関する事業戦略と収益構造

(2) 地域でお金が回る仕組みを考える

- ・自らの存続のためには、地域経済の活性化が欠かせないという認識を持ち、起業や既存事業のイノベーション¹²を促進し、その成長が地域の雇用の確保や賃金の上昇につながる好循環をもたらす仕組みを検討する。

6 小・中・高等学校・大学

(1) 参加意欲や課題解決能力を高める

- ・児童・生徒・学生が、地域の福祉課題について学び、自分たちができることを話し合い、地域住民や団体と協働し、実践する機会の充実を図る。
- ・地域課題の解決やボランティア活動への児童・生徒・学生の参加を促進する。
- ・コミュニティビジネスや資金調達手段などの知識を普及する。
- ・特に、保健福祉に関連する高校・大学は、その専門性を活かし、地域、NPO、企業、社会福祉法人、行政等と連携・協働した地域福祉課題の解決や人材育成を図る。

(2) シビックプライド¹³を醸成する

- ・多世代が共に暮らし支え合う地域づくりが、子育ての孤立化防止や高齢世代のいきがいづくり、地域への若者の定着につながるため、児童・生徒・学生のシビックプライド醸成につながる取組みや地域の多くの人々との交流を推進する。

(3) 専門機関・地域資源と連携する

- ・児童・生徒・学生自身や家庭が抱える問題に教職員が早く気づき、スクールソーシャルワーカー¹⁴等を通じて適切な専門機関や地域資源と連携し、問題の早期解決を図る。

7 社会福祉法人・福祉施設等

(1) 地域福祉活動を積極的に牽引する

- ・地域での会合に福祉専門職として参画し、課題解決に向けた助言・指導を行う。
- ・子育てや認知症・障害のある人、生活困窮者等に対する支援のあり方等、自らの専門分野について住民への啓発を行う。
- ・施設が保有する敷地・地域交流スペース・設備等の貸出しや職員の参加などにより、地域の支え合い活動を支援する。

(2) 利用者と職員の満足度向上に取り組む

- ・ロボット・ICT¹⁵等の活用、サービスの総合化、施設の多機能化などにより、福祉サービスの生産性や利用者の満足度の向上、職員の待遇改善を図る。

(3) 新たな生活支援サービスを創出する

- ・地域ニーズに応じた新たな生活支援サービスをつくり、無料もしくは安価で提供する。

12 新しい市場や資源の開拓、新機軸の導入

13 市民が自分の住んでいる、働いているまちに対して「誇り」や「愛着」を持ち、自らもこのまちを形成している1人であるという認識をもつとともに、自分たちのまちづくりに自発的に関わりたいという意識をもつこと

14 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有し、不登校や暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒が置かれた複雑な家庭環境に働きかけたり、関係機関との連携・強化を図る職

15 情報や通信に関する技術の総称

8 市・区社会福祉協議会

(1) 地域福祉活動を総合的に促進する

- ・住民が地域の福祉課題を共有し、当事者意識を持てるようにするための情報収集・発信・啓発を行う。
- ・地域住民がお互いに理解・関心を高め、支え合いの関係づくりのきっかけとなる身近な居場所づくり・話し合いの場づくりを促進する。
- ・校区単位での小地域福祉活動計画の策定、実行を促進する。
- ・地域ニーズに沿ったボランティアを育成し、活動に結びつける。

(2) 互助活動や生活支援サービスの創出を促進する

- ・校区単位での小地域福祉活動と社会福祉施設による公益的な活動や商店・事業者の地域貢献活動等をつなぐコーディネートを行う。
- ・校（地）区社協の連絡調整会議に専門職や事業者などの参加を促し、地域課題を解決するための地域資源の共有や創出を促進する。
- ・共同募金等の地域福祉活動の財源を活用し、住民主体の互助活動や生活支援サービスの充実・創出を支援する。
- ・コミュニティビジネスのマネジメント・資金調達方法などについて職員が習熟し、住民団体等に対して研修・助言を行う。

(3) 社会福祉法人としてサービスを提供する

- ・地域ニーズに応じた新たな生活支援サービスをつくり、無料もしくは安価で提供する。

(4) 専門人材を育成する

- ・自らサービスを創出したり、住民の地域活動や地域資源の創出を促進するための高度な専門性を備えた職員を育成する。

9 市（行政）

(1) 少子高齢化や格差社会などに対応した地域づくりと行政改革を推進する

- ・少子高齢化や格差社会の到来などの変化に対応できる新しい地域社会のあり方について、さまざまな主体を巻き込んでデザインし、その実現に向けて協働のネットワークづくりを促進する。
- ・新たな地域づくりを推進するための分野横断的で効果的な行政運営を推進する。

(2) 戦略的な広報・啓発を行う

- ・市民、地域で活動する団体、企業経営者などに対して、地域福祉の意義、それぞれに求められる役割・行動などについて広報・啓発を行う。
- ・市職員がそれぞれの地域で、地域活動に積極的に参加し、支え合いの関係づくりを推進するために必要な啓発・研修を行う。

(3) 住民の地域福祉活動を支援する

- 市・区役所のコミュニティ振興部門と地域福祉部門の連携を強化するとともに地域を総合的に支援できる知識、経験を持つ人材を育成する。
- 住民の地域福祉活動を支援するさまざまな制度や地域資源を一覧化したうえで、支援効果や効率が最大化するよう各資源の統合や連携を行う。
- まちづくり協議会や自治会・町内会等、地域の支え合い活動を行っている団体に対して、縦割りを排し、部局横断的に支援する仕組みを構築する。

(4) コミュニティビジネスを支援する

- 住民生活を支える多様なサービスの創出に向け、地域や社会の困りごとを解決することで収益を生み出すコミュニティビジネスを振興するために、企業やNPO等のサービス提供者と、地域団体や問題を抱える人とその支援者、資金やノウハウ、労働力の提供を希望する人を仲介する仕組みを検討する。

(5) 困りごとを丸ごと受け止める相談・支援体制をつくる

- 生活・経済基盤の弱い世帯の自立を促し、ニーズに応じた包括的な支援が行えるように、福祉、保健・医療、教育、住宅、雇用、産業部門等の連携を強化する。
- 抱える課題が複雑で、どこに相談していいか分からない人や家族を丸ごと受け止め、さまざまな専門機関や社会資源を活用し、総合的な問題解決を図る。
- 福祉問題の解決に必要な幅広い知識を持ち、関係機関に働きかけたり、関係機関間の連携を促進し、必要な体制整備を図ることのできる人材を育成する。
- 保育所・幼稚園・学校・市民センター等の職員が受けた相談を適切な専門機関につなげられるよう、社会資源情報を整理し、提供を行うなど情報の共有化を図る。

【参考事例】

◆ウェルクラブによる福祉教育【方向性1：意識の醸成】

校区社会福祉協議会では、子どもたちに福祉の心が育つことを願いウェルクラブ活動に取り組んでいます。

子どもたちが地域と交流していくことを目的に、地域団体や福祉施設と協力して夏休み福祉体験講座や敬老会への参加、高齢者・障害者施設の入居者との交流会など、幅広い取り組みに参加して地域との絆を深めています。

◆子ども食堂「もがるか」プロジェクト【方向性2：交流の促進】

NPO法人福岡県高齢者・障害者支援機構が、八幡東区中央町商店街の空き店舗を改装し、NPO法人フードバンク北九州ライフアゲインやボランティアの協力を得ながら、週5回、子どもへの食事の提供、学習支援、多世代交流に取り組んでいます。

また、運営資金を確保するため、昼間の子どもが来ない時間を利用してレストランを運営しています。

「もがるか」は、「かるかも」を逆にした命名で、子どもたちを先頭に地域の大人が後方支援を行うという意味が込められており、地域が一体となり「社会的家族」をつくることを目指しています。

◆障害者就労施設等によるカフェでの交流【方向性2：交流の促進】

障害のある人の就労の場、地域住民の交流の場として、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会の3つの会館でカフェ事業を展開しています。西部会館の「ぽったりー」カフェでは、施設利用者が製作した陶器を使用し、店内から陶器を製作する姿を見ることができます。また、陶器の販売スペースも設置しています。

各カフェ事業では、地域の方が気軽に立ち寄れる場となるよう、今後イベントスペースとしての貸し出しや高齢者サロン、生活困窮者の学習の場としての活用も考えています。

◆大学での多世代交流・地域づくり事業：コラボラキャンパスネットワーク

【方向性2：交流の促進】

子育て支援や高齢者支援を行う地域の6団体と北九州市立大学が多世代交流・地域づくりを目的に協働し、乳幼児親子や学生、地域の人たちが参加してさまざまな活動を実施しています。

第1・3・5水曜日開催のフリースペース「ハロハロカフェ」では乳幼児親子だけでなく、学生や地域の人が自由に過ごします。「コラボラ菜園」で収穫した野菜は、イベント時に利用し、食育にもつなげ、交流の場では、何気ないおしゃべりから子育てや生活のヒントが得られると好評です。また気軽に協働にチャレンジできることや、継続的に学生と関わることができることにより、学生自身も子どもの成長を知識だけでなく体感でき、未来の親育ちにつながっています。

◆暮らしの保健室：こみねこハウス【方向性2：交流の促進】

若松区の空き家を無料で提供いただき、地域の人が自由に交流でき、誰でも気軽に立ち寄れる地域の「保健室」として、毎月第2土日に開催しています。

子どもから高齢者まで、ちょっとした相談や地域での生活の困りごとに、看護師や保健師、理学療法士などの専門職が応じています。

また、地域の人がつながる居場所としての役割も担っており、いのちを育み、守り、見送ることのできる社会の実現を目指しています。

◆高齢者施設による介護予防など地域との連携【方向性2：交流の促進】

高齢者グループホームなどを運営する「ふれあい家族」は、事業所のある長尾校区と協働して、認知症徘徊捜索模擬訓練や地域の集会所で介護予防教室を実施するとともに、市民センターでのふれあい昼食会やクリスマス会、どんど焼き、運動会など様々な地域行事に参加しています。

また、認知症高齢者を地域で支えるネットワークづくりのために、校区内の介護事業者間の連携体制の構築にも取り組んでいます。

◆小地域福祉活動計画の策定

【方向性3：地域課題・ビジョン・解決策を共有・検討する仕組みの構築】

熊西校区社会福祉協議会では、地域の生活ニーズに対応していくために自治会や民生委員・児童委員と連携して平成23年度に「熊西校区の元気プラン」を策定し、「困りごとお手伝い事業」等の地域の福祉課題へ対応した取組を進めてきたところです。

平成28年度には、地域の変化に対応していくために第二次計画を策定し、高齢者の引きこもりを防ぐために身近な場所でのミニサロンの設置や、災害時にも役立つような支援体制の確立に取り組むこととしています。

◆大蔵の明日を語る会

【方向性3：地域課題・ビジョン・解決策を共有・検討する仕組みの構築】

少子高齢化に伴う空き家の増加や高齢者の生活支援、地域の後継者不足などの課題を解決するために、自治会等の既存団体だけではなく、地域の出店企業や金融機関、NPO法人、福祉施設、幼稚園・保育所の経営者、小・中学校PTA、地域住民など幅広く参画を呼びかけ、人材発掘など将来への想いを共有する場として平成27年度から開催しています。これにより、今後の課題解決への関心がお互いに深まり、建設的な提案、アドバイスなど新しい動きが出始めています。

◆校(地)区社会福祉協議会連絡調整会議

【方向性3：地域課題・ビジョン・解決策を共有・検討する仕組みの構築】

校(地)区社会福祉協議会では、地域の課題を共有するために定期的開催される連絡調整会議のなかで、見守りや助け合い活動の報告がされています。

会議のなかでは、福祉協力員が福祉情報を届けながらの訪問活動により把握した、支援が必要な高齢者等の状況が報告され、対応方法などを活動者間で共有することで、地域全体の福祉力が高まっています。

また、会議には地域支援コーディネーターも参加し、福祉協力員の確保に向けた広報活動等の支援を行っています。

◆認知症カフェ「カフェ・オレンジ」【方向性4：ボランティア・互助活動の促進】

認知症支援・介護予防センターに認知症カフェのモデル事業として開設された「カフェ・オレンジ」のおもてなしは、「カフェマスター研修」を受講したボランティアの方々がを行っています。カフェマスターは、来客者の話し相手、市の担当者や専門家につなぐ役割などを担っており、将来的には、このカフェ・オレンジでの経験を活かし、地域への活動の場が広がるよう支援しています。

◆高齢社会をよくする北九州女性の会【方向性4：ボランティア・互助活動の促進】

高齢社会をよくする北九州女性の会（小倉北区金田）では、会員の相互扶助活動として高齢者に対する配食サービス、家事援助・生活支援、子育て支援の派遣サービスを実施しています。サービスの提供者は高齢女性が多く、活動に参加することがいきがいや健康づくりにつながっているとともに、交通費や手当の支給がさらなるモチベーションの向上に寄与しています。

◆北九州市立大学の地域活動への取り組み

【方向性4：ボランティア・互助活動の促進】

地域創生学群は、「地域創生実習」など、正課科目として地域でのプロジェクト活動を位置付けており、学生は1～3年次まで必修として地域活動に取り組みます。

地域共生教育センターは、地域社会における実践活動を通じ次世代を担う人材の育成を目指すとともに、北九州市立大学の地域貢献活動の一翼を担うことを目的に設置され、学生が所属学部に関わらず、地域を活動フィールドに、教育プロジェクトとしてさまざまな地域課題に取り組むことで、地域と大学、学生が共に成長していく社会づくりを進めています。

◆高齢者の食生活を支援する「団らん処 和菜屋」

【方向性5：NPO・企業等の社会貢献活動、コミュニティビジネスの活性化】

作業療法士である店主が「独居高齢者の食事問題と社会的な孤立」の解決のための「地域コミュニティ再生ビジネス」を目指して、惣菜販売を中心にした高齢者の健康を支援する活動をしています。「昔ながらの商店のもつ暖かい人と人とのコミュニケーションやお互い様、助け合いといったコミュニティ機能を地域に取り戻したい」、「高齢者の健康・安心・安全を支援したい」との想いで惣菜店を営んでいます。

◆引きこもりの人や家族を対象者にした寺カフェ

【方向性5：NPO・企業等の社会貢献活動、コミュニティビジネスの活性化】

宝樹寺（小倉北区）では、ひきこもりの悩みを抱えた当事者や家族が互いに孤立しないで安心して過ごせる居場所として、お寺という心の安らぎの環境を活かした寺喫茶（「Cafe☆Tera」）を毎月2回、土曜日の午後で開催しています。

悩みを抱えた若者（概ね18歳以上）が心おきなく過ごし、話し合える居場所づくりに向けて、ひきこもり経験者のスタッフとともに、社会に出る一歩を踏み出す力を養うための活動に取り組んでいます。

◆プロボノ活動の推進

【方向性5：NPO・企業等の社会貢献活動、コミュニティビジネスの活性化】

小倉リハビリテーション病院や介護老人保健施設を運営する共和会は、障害のある人や高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安全に暮らすことができるように、在宅生活の支援として介護教室などリハビリを通じて様々な地域活動に取り組んできました。

2014（平成26）年に、これまで培ってきた職員のスキルを活用した地域貢献活動を組織的に行うため、法人内に地域包括ケア推進本部を設置するとともに、休日のうち半日/月を高齢者サロンや認知症カフェ、小学生を対象にした車いす・高齢者疑似体験学習支援などの地域活動に継続的に関わる組織「共和会プロボノ」を立ち上げ、地域包括ケアシステムの構築に向け、プロボノ活動の推進に取り組んでいます。

◆一般社団法人ソシオファンド北九州

【方向性5：NPO・企業等の社会貢献活動、コミュニティビジネスの活性化】

一般社団法人ソシオファンド北九州のメンバーが年間10万円を拠出し、北九州で社会課題の解決に取り組むNPOや社会起業家に対し、最大50万円の資金提供とメンバーの専門性やスキルを生かした経営サポートを約1年間実施しています。また、地域課題解決ポータルサイト「LOCAL GOOD KITAQ」を運営し、地域課題の解決に取り組む活動を誰もが応援・参加できるクラウドファンディングを実施しています。

◆ソーシャルビジネスネットワーク北九州

【方向性5：NPO・企業等の社会貢献活動、コミュニティビジネスの活性化】

一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州、NPO法人北九州国際自然大学校、任意団体SINK、北九州市立大学が協働し、北九州市におけるソーシャルビジネスの推進を目的に設立した協議体で、構成団体の強みを活かし、相互に関連する5事業（ネットワーク構築、中間支援人材育成、パイロットプロジェクト、教材開発、政策メニュー開発）をパッケージとして行い、地域におけるソーシャルビジネス創出のためのスキーム構築を目指しています。

◆いのちをつなぐネットワーク事業

【方向性7：本人や家族を丸ごと受け止める相談】

本市では、住民と行政の力を結集し、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結び付け、セーフティネットの網の目を細かくすることによって、高齢者のみならず、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないように地域全体で見守り、必要なサービスなどにつなげていくため、「いのちをつなぐネットワーク事業」に平成20年度から取り組んでいます。

「支援を必要とする人に対して適切なサービスを提供すること（個別支援）」と「必要なサービスにつなげるまでの気づきや見守りなどの仕組みを確立すること（地域福祉ネットワークの充実・強化）」の2つを目的として取組みを進めるため、各区保健福祉課に合わせ16名の「いのちをつなぐネットワーク担当係長」を配置しています。

◆地域包括支援センター

【方向性7：本人や家族を丸ごと受け止める相談】

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で生活を継続していくために、地域における高齢者の実態を的確に把握し、早期に必要なサービス（社会資源）につなぐ保健・医療・福祉・介護の総合的なマネジメント機能を持ち、地域全体を包括的にケアしていくためのネットワーク拠点として「地域包括支援センター」を運営しています。

◆NPO法人抱樸による世帯丸ごと支援

【方向性8：アウトリーチ・伴走型支援の充実】

約30年にわたるホームレスや若者などへの支援を実施していくなから、経済的困窮のみならず社会的孤立状態にある方々への支援を総合的に行うに至りました。

不登校やひきこもり状態にある子どもや若者とその家族を訪問し、家族の課題を把握、課題に応じた世帯支援を検討します。そして、伴走型支援員による世帯に対する食事・掃除・金銭管理などの日常生活支援、子どもの学習支援、学校・役所等への同行支援、ボランティア活動、合宿・体験型研修、企業等での就労体験などの社会参加支援を行っています。

学習支援や居場所支援、子ども食堂を「子ども支援」のみとしてとらえるのではなく、子どもとの関わりを入口に、その世帯への訪問型相談を実施し、支援することで、子どもと家族の貧困の解決を目指しています。

◆子ども・若者応援センター「YELL」

【方向性9：困難を抱えた子どもや若者の早期発見・早期対応】

社会生活を円滑に営む上で、さまざまな困難を抱える子どもや若者を総合的にサポートしていく総合相談窓口として、「子ども・若者応援センター『YELL』」を設置しています。

相談業務や情報提供のほか、自立度に応じて、農業体験や仕事体験、ボランティアなどのプログラム活動、保護者のためのセミナーなどを行っています。

また、教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の関係機関により「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、支援のためのネットワークづくりを行っています。

◆ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」

【方向性9：困難を抱えた子どもや若者の早期発見・早期対応】

ひきこもりの問題を抱えた当事者や家族を支援するための相談、居場所作り、情報発信・関係機関の連携の拠点として「ひきこもり地域支援センター『すてっぷ』」を設置しています。「すてっぷ」では、地域で活動をしている支援者の方の横のつながりの強化を目的に、地域支援者ネットワーク会議「縁が輪ネットワーク」を設置し、教職免許を持っている方による高卒認定取得のための学習支援や飲食店での仕事経験、音楽や絵画などの専門家による趣味のグループ活動の支援、市民農園での農業体験、お菓子作り、料理の指導、高齢者施設でのボランティア体験などさまざまな経験を提供しています。

◆いのちをつなぐネットワークコーナー・生活困窮者自立支援事業

【方向性10】経済的自立の支援

各区役所のいのちをつなぐネットワークコーナーで、生活困窮者の抱えるさまざまな課題を把握し、その解決のための個別支援計画を策定のうえ、包括的な支援や地域のネットワークづくりを行っています。

金銭管理が困難な人や多重債務を抱えた人などを対象に、家計収支全体の改善のため家計管理に関する指導や貸付けのあっせん等を行うとともに、生活習慣等に問題があり、直ちに求職活動を行うことが困難な人などを対象に、就労意欲の喚起や一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験などの就労準備支援事業を行っています。

◆市民センターを拠点とした健康づくり事業（地域でGO！GO！健康づくり）

【方向性11：健康づくりや認知症・介護予防の支援】

市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により行っています。

◆認知症支援・介護予防センター

【方向性 11：健康づくりや認知症・介護予防の支援】

認知症支援・介護予防センターでは、認知症や介護予防についての理解を深めてもらうとともに、社会的にもアクティブに行動するシニア世代が地域活動にも積極的に参加するきっかけになるよう、認知症サポーターや認知症カフェのカフェマスター、健康づくり推進員、介護予防普及員などの人材育成を行っています。

そして、これらのボランティアの方々が「やりがい」や「いきがい」を見出しながら活動し、交流できる場を提供しています。

◆国家戦略特区「介護ロボット等を活用した先進的介護の実証実装」

【方向性 12：介護・福祉サービスの生産性向上】

介護現場においては、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少などによる介護職員の不足など、課題を抱えています。

本市では、国家戦略特区を活用して介護ロボット等を導入することにより、介護現場において単に効率だけでなく、質の高いケアを進めていくとともに、介護職員の心身の負担軽減や生産性の向上、さらには介護職員の専門性や働きがいを高める「先進的介護」の実現を目指しています。

【北九州市地域福祉計画推進懇話会】

1. 構成員名簿

	氏名	所属・団体名等
1	石丸 美穂	北九州市障害者基幹相談支援センター 主査
2	磯田 佳宏	北九州市社会福祉協議会 地域福祉部長
3	占部 啓子	北九州市立江川小学校 校長
4	角見 志津子	八幡西区民生委員・児童委員協議会 会計
5	小松 啓子	北九州市手をつなぐ育成会 理事長
6	城田 泰子	北九州市地域福祉振興協会 理事 高齢社会をよくする北九州女性の会 理事
7	○田代 久美枝	北九州市地域福祉振興協会 副会長 認知症・草の根ネットワーク 理事
8	徳丸 直登	市民委員
9	中間 あやみ	NPO 法人抱樸 困窮者支援事業部長
10	中村 雄美子	NPO 法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee 代表理事
11	西村 健司	(一社) コミュニティシンクタンク北九州 理事
12	芳賀 茂木	前北九州市自治会総連合会副会長 前八幡東区自治会総連合会会長
13	前田 帆乃香	市民委員
14	眞鍋 和博	北九州市立大学地域創生学群 学群長
15	◎村山 浩一郎	福岡県立大学社会福祉学科 准教授
16	渡邊 正孝	北九州高齢者福祉事業協会 会長

(50音順、敬称略、◎座長・○副座長)

2. 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成28年8月23日	<ul style="list-style-type: none">・ 計画策定後の法令等制定状況・ 計画の主な取組内容・課題
第2回	平成28年10月31日	<ul style="list-style-type: none">・ 内閣府「共助社会づくりの推進について」・ 各種実態調査結果・ 地域・人づくり部等行政の取組み・ 構成員の取組み紹介
第3回	平成28年12月14日	<ul style="list-style-type: none">・ 厚労省「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」・ 地域包括ケアシステム構築に向けた協議体の設置・ 構成員の取組み紹介
第4回	平成29年1月12日	<ul style="list-style-type: none">・ 施策ごとの課題・強化すべき取組み・ 構成員以外の取組み紹介
第5回	平成29年2月27日	<ul style="list-style-type: none">・ 見直し強化案